

甲種防火管理再講習の受講義務がある方とは？

収容人員300人以上の特定防火対象物のうち、甲種防火管理者の選任が必要な事業所で防火管理に選任されている方です。

受講義務があるか確認してみましょう！

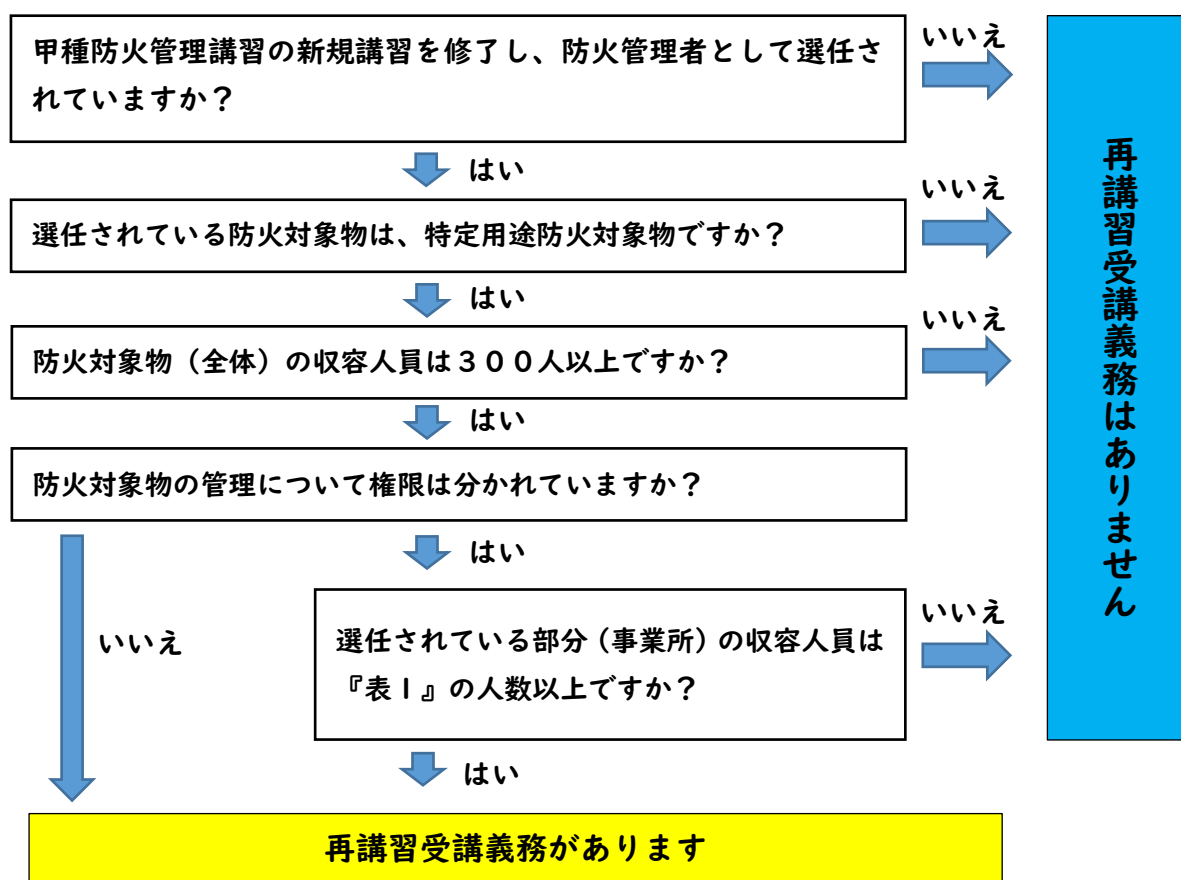


表1 甲種防火管理者の選任が必要な事業所（テナント）

事業所部分用途	特定用途		非特定用途
	避難困難施設	左記以外	
収容人員	10人以上	30人以上	50人以上